

幼児用ベッドガードの認定基準（公開用）

1. 基準の目的

この基準は、検討時における既存の事故やクレーム等を基礎として、意図される使用と合理的に予見される誤使用等を考慮し作成された、幼児用ベッドガードの安全性品質及び誤使用防止のための表示の規格である。ここでいう安全性品質とは、使用する幼児及び保護者が正常に使用する範囲内で、傷害の可能性を最小限にすることを目的とした当該基準に示される要件をいう。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭の室内で使用する成人用ベッド及びマットレスと併用し、生後 18 月から 60 月の幼児がベッドから転落等することを防止するために使用する幼児用ベッドガード（以下、「ベッドガード」という。）について適用する。

3. 安全性品質

ベッドガードの安全性品質は、次の通りとする。

項 目	認 定 基 準	
1. 外観及び構造	1. ベッドガードの外観及び構造は次の通りとする。 (1) 仕上げは良好で、身体が触れる部分には傷つけるおそれのある、ばり、先鋭部等がないこと。 (2) 組み立ては容易かつ確実にでき、組み立てた各部には使用上支障のある緩み、がた、変形等がないこと。 (3) 外部に現れるボルト・ナット等の先端部は突き出していないこと。 (4) ガード部分が折り畳み式のものにあっては、使用中に折り畳まれない構造であり、折り畳み部のロック機構は幼児が容易に外せない構造であること。 (5) ベッドへの取付けは容易かつ確実にでき、マットレスとのすき間がないよう設置できること。	

項 目	認 定 基 準	
2. 寸法及びすき間	2. ベッドガードの寸法及びすき間は、次の通りとする。 (1) 幼児の手足の届く範囲に○以上○未満の傷害を与えるおそれがあるすき間がないこと。ただし、深さ○未満のすき間はこの限りではない。 (2) ベッドガードの高さは、マットレスのどの部分にあっても○以上あること。 (3) ベッドガード右端及び左端と、ベッドの支柱（頭板、足板など）とのすき間は、○以上あること。 (4) ガード部分にネットあるいはメッシュ等を有するものにあっては、先端を丸めた直径○の丸棒を○の力でネットの面に垂直に押しつけたとき、丸棒が通らないこと。 (5) ガード部分に棧を有するものにあっては、棧の間隔は○以下であること。	

項 目	認 定 基 準	
3. 強度	3. ベッドガードの強度は、次の通りとする。 (1) 折り畳み及びロック機構は、繰り返し開閉操作試験を行ったとき、異状がなく機能を維持していること。 (2) ガード部分を垂直に立てた状態（ロック状態）でフレーム及びロック部の強度試験を行ったとき、外れ、曲がり、破損等の異状が生じないこと。 (3) ネット等ガード部分の強度試験を行ったとき、外れ、曲がり、破損等の異状が生じないこと。	
4. ベッドへの取付け性	4. ベッドガードを取扱説明書通りベッドの所定の位置に取り付けた後、ベッドへの取付け性試験を行ったとき、ベッドガードはベッドから移動しないこと。	
5. 材料	5. ベッドガードの材料は、次の通りとする。 (1) 耐食性材料以外の金属材料は、防錆処理が施されていること。 (2) 合成樹脂製部品及び合成樹脂製塗料を使用した部品は、有害物質を含有しないこと。 (3) 布等の繊維製品を使用したものは、ホルムアルデヒドの溶出がないこと。	
6. 付属品	6. 付属品がある場合は、使用上の安全性を損なわないこと。	

4. 表示及び取扱説明書

ベッドガードの表示及び取扱説明書は、次の通りとする。

項 目	認 定 基 準	
1. 表示	1. ベッドガードには、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 なお、(3) については、その主旨を見やすい箇所に表示すること。また、その製品に該当しない事項は省略してもよい。 (1) 申請事業者名またはその略号 (2) 製造年月日若しくは輸入年月またはその略号 (3) 使用年齢範囲 使用年齢範囲は、生後○から○月までであること。保護者の監督下で必ず使用すること。 (4) 次に示す主旨の注意事項 ① ガード部分に過度の力をかけたり、ゆすったりしない。また、幼児がガードの上に乗ろうとしている場合は注意する旨。 ② 生後○未満の乳幼児には適さない旨。 ③ 当該ベッドガードに適さないベッド構造あるいはマットレス等。 ④ ベッドガードに固定用付属部品がある場合は、必ず取扱説明書の指示通り適切に固定する。適切に固定されないと事故につながるおそれがある旨。 ⑤ 当該ベッドガードに適したマットレスの最小、最大長さ及び最大厚さ。 ⑥ ベッドガード右端及び左端と、ベッドの支柱（頭板、足板など）とのすき間は○以上必要である旨。	
項 目	認 定 基 準	

2. 取扱説明書 項 目	⑦ 床からマットレス上面までの高さが○を超えるベッドには使用しない旨。 ⑧ ベッドガードの上端からマットレス上面まで○未満のベッドには使用しない旨。 2. ベッドガードには、次に示す主旨の取扱い上の注意事項を明示した説明書を添付すること。 なお、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に表示し、(2)及び(3)は図などを併記して理解しやすいものとし、(4)及び(7)は安全警告標識(△)等を併記してより認知しやすいものとする。 ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。 (1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後は保管する旨。 (2) 組み立て式のものは、その組み立ての要領及び注意。 (3) ベッドへの取り付け方法及び注意。 (4) 使用年齢範囲 使用年齢範囲は、生後○から○月までであること。保護者の監督下で必ず使用すること。 (5) 当該ベッドガードに適したマットレスの最小、最大長さ及び最大厚さ。 (6) 当該ベッドガードに適さないベッド構造あるいはマットレス等。 認 定 基 準	
----------------------------	---	--

	(7) 次に示す主旨の使用上の注意事項 ① ガード部分に過度の力をかけたり、ゆすったりしない。また、幼児がガードの上に乗ろうとしている場合は注意する旨。 ② 生後〇未満の乳幼児には適さない旨。 ③ 子どもが保護者の手を借りずにベッドに登り降りできるようになってから使用する旨。 ④ ベッドガードでベッドを囲う等、ベビーベッド代わりに使用しない旨。 ⑤ 頸部圧迫の危険回避のため、ベッドガードをベッドに取り付けるときは - ベッドガード右端及び左端と、ベッドの支柱（頭板、足板など）とのすき間は、〇以上必要である旨。 - ガード部分がマットレスに触れるよう取り付ける旨。 - ベッドガードに固定用付属部がある場合は、必ず取扱説明書の指示通り適切に固定する。 適切に固定されないと事故につながるおそれがある旨 ⑥ 床からマットレス上面までの高さが〇を超えるベッドには使用しない旨 ⑦ ベッドガードの上端からマットレス上面まで〇未満のベッドでは使用しない旨。 ⑧ ガード部分を折り畳むとき、手や指を挟まないよう注意する旨。 ⑨ マットレスとのすき間やロック機構の安全性等、取り付け状態を定期的に確認する旨。 ⑩ ロック機構等が破損、故障した状態	
--	--	--

	では使用しない旨。 (8) 販売時製品に付属されているものの取扱注意。例えば、ビニール袋、梱包材など (9) S Gマーク制度は、ベッドガードの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。 (10) 製造事業者、輸入事業者または販売事業者の名称、住所及び電話番号	
--	--	--